



平成 29 年  
第 1 回市議会（定例会）

議 案

（議第 9 号～議第 21 号）

荒 尾 市



平成 2 9 年 第 1 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 9 号	専決処分について (平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 7 号))	1
議第 1 0 号	荒尾市公共施設整備基金条例の制定について	19
議第 1 1 号	荒尾市工場立地法地域準則条例の制定について	23
議第 1 2 号	荒尾市上下水道事業運営審議会条例の制定について	29
議第 1 3 号	荒尾市個人情報保護条例等の一部改正について	33
議第 1 4 号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	37
議第 1 5 号	荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	41
議第 1 6 号	荒尾市税条例等の一部改正について	47
議第 1 7 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	59
議第 1 8 号	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	63
議第 1 9 号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	67
議第 2 0 号	荒尾市工場等誘致条例の一部改正等について	71
議第 2 1 号	荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正について	77



専決処分について

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦



平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）  
の専決処分について

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年12月20日専決

荒尾市長職務代理者

荒尾市副市長 **藪内孝則**

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,869,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,923,857	7,643	5,931,500
	1 地方交付税	5,923,857	7,643	5,931,500
19 繰越金		109,249	21,461	130,710
	1 繰越金	109,249	21,461	130,710
歳 入 合 計		20,840,026	29,104	20,869,130

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,784,122	29,104	1,813,226
	1 総務管理費	1,288,529	8,506	1,297,035
	4 選挙費	51,919	20,598	72,517
歳出	合計	20,840,026	29,104	20,869,130



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,784,122	29,104	1,813,226
歳出合計	20,840,026	29,104	20,869,130



2 歳 入

(款) 10 地方交付税  
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,923,857	7,643	5,931,500
1	地方交付税	5,923,857	7,643	5,931,500
1	地方交付税	5,923,857	7,643	5,931,500
19	繰越金	109,249	21,461	130,710
1	繰越金	109,249	21,461	130,710
1	繰越金	109,249	21,461	130,710

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	7,643	1 普通交付税
1 繰越金	21,461	1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	1,784,122	29,104	1,813,226		29,104
1 総務管理費	1,288,529	8,506	1,297,035		8,506
1 一般管理費	673,151	8,506	681,657		8,506

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	8,506	1 特別職人件費 退職手当	8,506 (8,506)

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	51,919	20,598	72,517		20,598
	7 荒尾市長選 挙費	0	20,598	20,598		20,598

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,301	1 荒尾市長選挙費	19,138
3 職員手当等	1,460	非常勤職員報酬	(1,301)
7 賃 金	1,654	賃金	(1,654)
8 報 償 費	6,673	報償金	(6,673)
9 旅 費	120	費用弁償	(100)
11 需 用 費	1,949	普通旅費	(20)
12 役 務 費	2,688	消耗品費	(315)
13 委 託 料	1,987	燃料費	(10)
14 使用料及び 賃借料	167	電気料	(33)
18 備品購入費	277	食糧費	(246)
19 負担金、補 助及び交付 金	2,322	印刷製本費	(1,345)
		郵便料	(2,262)
		電話料	(26)
		手数料	(400)
		その他委託料	(1,987)
		ポスター掲示場設置・撤去委託料	(1,800)
		選挙公報配達委託料	(187)
		借上料	(167)
		備品購入費	(277)
		各種負担金	(2,322)
		選挙運動公費負担金	(1,074)
		選挙運動用ハガキ負担金	(1,248)
		2 荒尾市長選挙費（人件費）	1,460
		時間外手当	(1,460)

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		14,700	3,721		18,421	3,175	21,596	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	33,887	144,034	
	その他	1,649	245,812	7,052	1,493		254,357	12,033	266,390	
	計	1,669	329,800	21,752	31,373		382,925	49,095	432,020	
補正額	長 等					8,506	8,506		8,506	
	議 員									
	その他	127	1,301				1,301		1,301	
	計	127	1,301			8,506	9,807		9,807	
計	長 等	2		14,700	3,721	8,506	26,927	3,175	30,102	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	33,887	144,034	
	その他	1,776	247,113	7,052	1,493		255,658	12,033	267,691	
	計	1,796	331,101	21,752	31,373	8,506	392,732	49,095	441,827	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	326 ( 7 )		1,142,408	722,898	1,865,306	356,243	2,221,549	
補正額	( )			1,460	1,460		1,460	
計	326 ( 7 )		1,142,408	724,358	1,866,766	356,243	2,223,009	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	32,467		22,455	15,213	1,962	48,704
	補正額						1,460
	計	32,467		22,455	15,213	1,962	50,164
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,908	433,845	22,585	128,758	722,898
	補正額						1,460
	計	1	16,908	433,845	22,585	128,758	724,358



荒尾市公共施設整備基金条例の制定に  
ついて

荒尾市公共施設整備基金条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市公共施設整備基金条例

別紙添付

提案理由

公共施設の整備に要する経費の財源に充てるために、基金を設置  
したいからである。





## 荒尾市公共施設整備基金条例

(設置)

第1条 荒尾市の公共施設の新築、増改築、改修及び解体並びに当該新築等に伴う用地の取得（以下「公共施設の整備」という。）に要する経費の財源に充てるため、荒尾市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 公共施設の整備に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 公共施設の整備に要する経費の財源とした地方債の償還の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市工場立地法地域準則条例の制定に  
ついて

荒尾市工場立地法地域準則条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市工場立地法地域準則条例

別紙添付

提案理由

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき国が定める準則に代えて適用すべき準則を定めることで、企業の緑地等の整備に係る負担を軽減し、企業立地を促進したいからである。



## 荒尾市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲

げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第2種区域、第3種区域又はこれらの区域以外の区域(以下「その他の区域」という。)のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の表の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第2種区域又は第3種区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、その他の区域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 市長は、特定工場の敷地に市域に属さない地域が含まれる場合は、当該市域に属さない地域を管轄する地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定)

第2条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における区域内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
-------------	--------------------------	----------------------------

第2種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表及び次項の表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月28日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月28日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合



荒尾市上下水道事業運営審議会条例の制定  
について

荒尾市上下水道事業運営審議会条例を次のように制定するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市上下水道事業運営審議会条例

別紙添付

提案理由

水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図っていくために必要な調査審議を行いたいからである。



## 荒尾市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、荒尾市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、企業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

- (1) 市の経営する水道事業及び下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他管理者が水道事業及び下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上下水道利用者を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他管理者が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、管理者が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、専門的事項を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企業局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市個人情報保護条例等の一部改正に  
ついて

荒尾市個人情報保護条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正  
する条例

(荒尾市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 荒尾市個人情報保護条例(平成15年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。)」を加える。

第35条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第36条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

(荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。





荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部改正について

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

市の執行機関における特定個人情報の連携に必要な規定の整備  
を行うものである。



荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務」を「荒尾市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成29年教育委員会告示第1号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務」に改める。

別表第2の2の項を次のように改める。

2 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	---

別表第2の5の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「国民健康保険法」に改め、同表7の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）」に改め、同表20の項の次に次のように加える。

20の2 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	---------------------

別表第2の30の項中「国民年金法（昭和34年法律第141号）」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、同表36の項中「、生活保護関係情報、外国人保護措置関係情報」を削る。

別表第3の1の項中「障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報」を「荒尾市特別支援教育就学奨励費支

給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報」に改め、同表 5 の項中「障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務」を「荒尾市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する  
条例の一部改正について

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「あるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

(荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9

号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の



次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 11 条第 2 項中「に基づく規則で定める」を「第 14 条の規定による」に、「におけるものを承認されている」を「の時間（以下「特別休暇としての育児時間」という。）又は勤務時間等条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「承認されている時間」を「特別休暇としての育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第 3 項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



荒尾市税条例等の一部改正について

荒尾市税条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消費税率の引上げ時期の変更に伴い、所要の改正を行うものである。



## 荒尾市税条例等の一部を改正する条例

(荒尾市税条例の一部改正)

第1条 荒尾市税条例(昭和29年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(荒尾市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、荒尾市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(」)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日

から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 荒尾市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 1 条の次に次の 7 条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 4 5 1 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1
- (2) 法第 4 5 1 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2
- (3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書



に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。  
(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第3

3号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の」を「、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかか

わらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

第 2 号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第 1 条第 1 号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例 4 3 条」を「、第 4 3 条」に、「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 1 条中荒尾市税条例附則第 1 6 条の改正規定及び附則第 3 条の 2 の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

附則第 1 条に次の 1 号を加える。

(4) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 1 5 号）附則第 5 条第 7 項の表第 1 9 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

附則第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の荒尾市税条例（附則第 4 条において「3 1 年新条例」という。）第 3 4 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第 4 条の見出しを削り、同条第 1 項中「新条例」を「3 1 年新条例」に、「附則第 1 条第 2 号」を「附則第 1 条第 4 号」に改め、同条第 2 項中「新条例」を「3 1 年新条例」に、「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「平成 2 8 年度分」を「平成 3 1 年度分」に改め、附則第 3 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条の 2 新条例附則第 1 6 条の規定は、平成 2 9 年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担  
等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。





荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考8中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2備考10中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する  
条例の一部改正について

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する  
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

医療費助成制度の対象者を明確にしたいからである。



荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する  
条例の一部を改正する条例

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表重度心身障害者の項中「該当する者」の次に「（この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金について適用し、施行日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。



荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消費税率の引上げ時期の変更に伴い、所要の改正を行うものである。





## 荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市工場等誘致条例の一部改正等について

荒尾市工場等誘致条例の一部を改正する等の条例を次のように  
制定するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市工場等誘致条例の一部を改正する等  
の条例

別紙添付

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の計画期間満了に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市工場等誘致条例の一部を改正する等  
の条例

(荒尾市工場等誘致条例の一部改正)

第1条 荒尾市工場等誘致条例(昭和37年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第3条を次のように改める。

(工場等の指定)

第3条 市長は、次に掲げる条件を満たし、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認めた工場等を、この条例を適用する工場等(以下「適用工場等」という。)として指定することができる。

(1) 事業(情報通信技術利用業並びに情報サービス業のうちソフトウェア業及び情報提供サービス業を除く。)の用に直接供するため市内に新設され、又は増設され、当該投下固定資産総額が2,100万円を超えること。

(2) 前号の規定による新設又は増設に伴う事業に新しく従事する雇用者が3人以上(当該事業が道路貨物運送業又はこん包業である場合は、16人以上)となること。

(荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

第2条 荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年条例第19号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次項に定める場合を除き、この条例の施行の日(以下「施

行日」という。)前に、第2条の規定による廃止前の荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた特定工場(工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場をいう。)(以下「特例特定工場」という。)において、施行日から平成39年3月31日までに生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、荒尾市工場立地法地域準則条例(平成29年条例第 号。以下「地域準則条例」という。)第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

特例特定工場が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表及び次項の表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該特例特定工場が属する工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面

積の合計のうち、施行日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該特例特定工場の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、施行日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する特例特定工場において、施行日から平成39年3月31日までに生産施設の面積の変更が行われるときは、地域準則条例第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

特例特定工場が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- 備考 この表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。
- n 当該特例特定工場が属する業種の個数
  - $P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積
  - $\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合



荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正  
について

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月6日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

空家対策に関する事務を移管するため、所要の改正を行いたいからである。



荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正  
する条例

荒尾市空家等対策審議会条例（平成２８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第８条中「総務部政策企画課」を「建設経済部建築住宅課」に改める。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。